

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 11 月 2 日提出

| | |
|------------------|--|
| 案件担当 部 課 等 | 上下水道部 営業課 |
| 案件名称 | 三浦市水道事業給水条例の一部を改正する条例の基本方針について |
| 部門経営会議 で審議した日 | — |
| 資料の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 審議依頼事項 | 三浦市水道事業給水条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて |
| 現状と課題 | <p>三浦市水道事業は開始から 80 年以上が経過し、今後、老朽施設や災害対策に要する費用が見込まれる一方、給水収益は 20 年以上減少が続いており、将来的に厳しい経営状況が見込まれ経営安定化を図る必要がある。</p> <p>そのため、三浦市水道事業が安全な水を安定的に供給することを前提に、三浦市水道事業の将来を 100 年間推計した結果を基に、直近 10 年間の実施計画として取りまとめたマスタープランとなる三浦市水道ビジョン（経営戦略）を策定し、令和 4 年度に改定率 26% の料金値上げをすることとした。</p> <p>この三浦市水道ビジョン（経営戦略）における基本理念「安全な水道水を安定していつでもお届けします」を実現するため、令和 3 年 7 月 19 日に三浦市上水道事業審議会へ「水道料金の改定に関する事項について」諮問した。</p> <p>料金改定に関して 3 回にわたる審議を経て、審議会から以下の答申が示された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周知期間として、新たな料金適用まで条例改正後 6 か月以上を確保する。 2 26% の水道料金改定率を全用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じる。 3 ただし、新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和 6 年 3 月 31 日までは、官公署用を除き 10% の改定率とする。 <p>この答申を受け、別紙のとおり基本方針を策定した。</p> |

案件担当部課等の見解

別紙、基本方針のとおり三浦市水道事業給水条例を改正することとしたい。

審議決定後は、令和3年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

大綱3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標6 快適で安全性の高い生活基盤の整備

施策4 安全で快適な水環境の整備

備考：説明員 須山上下水道部長、金枝営業課長